

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部奨学寄附金取扱規程

(平成20年5月1日制定)

改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における奨学寄附金の受入れに関する取扱いについては、民法及びその他の法令によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」とは、本学における奨学を目的とする寄附金及び有価証券をいう。

(奨学寄附金の受付)

第3条 奨学寄附金の寄附を申し出る者（以下「寄附者」という。）は、奨学寄附金寄附申込書（別紙第1号様式）を提出するものとする。

(受入れの決定)

第4条 奨学寄附金の受入れの決定は、理事長が行うものとする。

(受入れの制限)

第5条 奨学寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受入れることはできないものとする。

- (1) 奨学寄附金により財産を取得した場合には、寄附者に対しこれを無償で譲与すること。
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果、知的財産権等の権利が生じた場合には、寄附者に対しこれを無償で使用させ、または譲与すること。
- (3) 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がある意志により奨学寄附金の全部又は一部を取消することができること。
- (5) その他理事長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合については、受入れることはできないものとする。

- (1) 地方公共団体からの寄附に係るもの。ただし、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものはこの限りでない。
- (2) 奨学寄附金を受入れることによって、財政負担が伴うもの。

(教職員個人が受けた寄附金の取扱い)

第5条の2 本学の教職員が寄附金を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員は、原則として当該寄附金を改めて本学に寄附するものとする。

- (1) 当該教職員の職務上の教育・研究を助成しようとするもの
- (2) 当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするもの

(礼状の送付)

第6条 理事長は、奨学寄附金が本学に納入されたときは、礼状を作成し、寄附者に送付するものとする。

(奨学寄附金の管理及び運営)

第7条 奨学寄附金は事務局において管理するものとし、学校法人園田学園資金運用規程の定めるところにより運用することができるものとする。

- 2 前項の規程に基づき運用を行い利益が生じたときは本学の収入として受け入れるものとする。

(奨学寄附金の使途変更)

第8条 研究者の転出等により、奨学寄附金を他の研究機関等に移し換えようとする場合には、当該他の研究機関等の長に同意を求めるものとし、移し換える前に、奨学寄附金使途変更等報告書(別紙第2号様式)を理事長に提出するものとする。

- 2 奨学寄附金の事務を取り扱う所属長(以下「担当所属長」という)は、使途において研究担当職員が指定されている奨学寄附金について、当該指定を変更等する場合は、前項に規定する報告書を提出するものとする。

(物品の取扱い)

第9条 奨学寄附金により取得した物品の取扱いについては、固定資産調達及び契約規程に基づき、処理するものとする。

(教育研究等支援事業経費)

第10条 本学における教育研究の高度化、活性化及び社会貢献の推進、管理運営の円滑化に資することを目的とした事業経費として、受け入れ金額の5.5パーセントを徴収する。

付 則

- 1 この規程は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。